

一般財団法人ジュエリープラクティショナー協会 受講規約

この受講規約（以下「本規約」といいます）は、一般財団法人ジュエリープラクティショナー協会（英語表記を「Jewelry Practitioner Association」とし、以下「JPA」といいます）のすべての講座（資格取得のための各種コース、セミナー、講座、セッションを含み、以下「本講座」といいます）の受講者（以下「受講者」といいます）が遵守すべき事項を定めたものです。受講希望者は、お申込み前に必ずお読みください。また、未成年の受講者は、保護者の方が本規約に同意された場合のみ、本講座をご受講いただくことができます。

なお、JPA認定「ジュエリープラクティショナー」資格の名称やノウハウ等を自らの事業のために使用することを希望する場合は、所定のコース修了後、JPA所定の「会員規約」への同意と入会が必要になります。

第一章 総 則

第1条（適用）

1. 本規約は、JPAと受講者との間において適用されます。受講者は、本規約のすべてに同意した上で、申し込みをされたものとみなされます。未成年の受講者が申し込みをされた場合、JPAは保護者の同意があったものとみなします。
2. JPAから受講者に提供される本規約以外の本講座にかかるガイドライン、説明書き、注意書き、その他受講者へ別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項も本規約の一部を構成するものとします。
3. JPAは、本規約を変更する場合、事前に受講者に通知します。変更後の本規約の効力発生日以降に受講者による本講座の受講があったときは、受講者は、当該変更に同意したものとみなします。

第2条（受講申込）

本講座の申込みについては、JPA所定の方法で行うものとします。なお、各コースに受講要件がある場合は、受講者は、この要件を満たしたうえで申込を行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

1. JPAが申込みを受領後、受講者に対して受講を承認した旨をメール等により通知した時点をもって、本講座にかかる受講契約は成立するものとします。
2. 前項の成立にかかわらず、運営上やむを得ない事由により本講座の提供日（講座の開講日時）や内容等が変更となる場合があります。

第4条（受講料等および支払い方法）

受講者は、本講座の受講料等（テキストや商品、認定料等の費用がある場合は、これらの費

用を含み、以下「受講料等」といいます)を所定の支払方法で支払うものとします。

第5条 (受講予約日の欠席等)

1. 受講者都合による受講予約日の欠席、途中退席、遅刻等があった場合においても、支払い済みの受講料等の返金はされませんが、受講者の体調不良などやむを得ない事由による場合は、JPAと別途調整のうえ別日に振替実施される場合があります。
2. 受講予約日の欠席(日程変更)を希望する場合は、前日の18時までにJPAまで連絡する必要があります。これを超えた連絡の場合、連絡なしの欠席はキャンセル扱いとなり、当該回は受講済みとして消化されます。

第6条 (キャンセルポリシー)

1. 受講契約の成立後、キャンセルを希望する場合は、事前にJPAまで通知するものとします。
2. 解約の際の返金については、【キャンセルポリシー】の通りです。

【キャンセルポリシー】

受講契約の成立後にキャンセルをする場合、次の清算金をお支払いいただく必要があります。

キャンセルする時期	精算金
I. 受講前	[解約手数料2万円] + 返金時の振込手数料
➤ 既にお支払い済みの総額から上記精算金を差し引いた金額を返金いたします。	
II. 受講開始後	お支払済総額 - (<u>提供された役務の対価</u> ※ + [解約手数料2万円] + 返金時の振込手数料)
➤ 既にお支払い済みの総額から上記精算金を差し引いた金額を返金いたします。	
<p>※<u>提供された役務の対価</u> (提供済み分/全課程)</p> <p>例) 短期集中コース (420,000円 : 4日間) において、1日受講された後にキャンセルされ、3日分の未受講がある場合…</p> <p><u>提供された役務の対価</u> = 420,000円 × 1/4 = 105,000円</p>	
<p>※ 本講座の全課程修了後については、返金対応はなされませんのでご了承ください。</p> <p>※ 体験講座・単発の講座・1日で全課程が終了するコースのキャンセルについては、受講前後にかかわらず、返金はなされませんのでご了承ください。</p> <p>※ 事前にJPAにキャンセルを希望する旨の通知なくキャンセルされた場合は、一切返金対応いたしかねます。</p>	

3. 前項の規定にかかわらず、各講座に別途キャンセルポリシーの定めがある場合は、当該キャンセルポリシーに従います。

第7条 (講座内容)

1. 本講座の内容については、JPA 所定のカリキュラムに基づく講座概要の通りです。
2. 受講者は、事前に講座概要（コース概要）を十分に確認したうえで、申込みを行うものとします。

第二章 権利義務

第 8 条（権利帰属）

1. 本講座に関する知的財産権（未公開の講座内容、JPA 独自のテキスト、教材、商品、ノウハウ、スキルおよびこれに関する資料や情報に関する著作権を含みます）は、JPA に帰属しており、かつ受講者には移転しません。
2. 受講者は、いかなる理由によっても JPA の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。
3. 受講者は、事前に JPA の担当講師より別途許諾がない限り、受講中の録音、録画、写真撮影などデータ媒体へ記録することはできないものとします。

第 9 条（受講に際しての自己責任）

1. 受講者は、自己の判断および責任において本講座を受講するものとし、本講座の受講と当該受講に伴う自らの一切の行為、およびその結果についても、一切の責任を負うものとします。
2. 受講者は、本講座を受講する際には、JPA や他の受講者が快適に、かつ安心して利用できるよう、JPA の感染症対策への協力を行うとともに、出たゴミは各自で持ち帰るなどして、自己の責任において受講者としてのマナーを徹底し、JPA に一切迷惑をかけてはならないものとします。なお、受講者の故意過失により、施設内の備品、商品、機材その他を破損・紛失等し、JPA に損害を被らせた場合、これらを賠償する義務を負います。また、貴重品等については、自己の責任において管理を徹底するものとし、いかなる場合も、JPA は、受講者の持ち物等の紛失・盗難その他のトラブルに関して一切責任を負いません。

第 10 条（非保証等）

1. 本講座の受講により提供された情報等につき、JPA は、受講者に対し、これらに関する内容・品質・正確性・適法性（知的財産権や第三者の権利非侵害を含みます）・有用性・信憑性・特定の目的への適合性等を保証するものでなく、いかなる責任をも負いません。
2. 本講座の受講に関連して受講者間または受講者と第三者との間において生じた紛争等については、当該当事者の責任において処理解決するものとし、JPA はこれらについて一切責任を負いません。

第 11 条（機密情報）

1. 受講者は、JPA の機密情報（営業上、技術上、財産上、その他第 8 条（権利帰属）に定義する JPA 保有のノウハウに関する資料や情報を含みます）を適切に管理し、JPA の事前の承諾なしに第三者へ開示、漏洩してはならず、また JPA の許諾する目的以外に使用してはならな

いものとしします。

2. 受講者は、本講座の受講にともない、知り得た他の受講者や JPA 関係者の個人情報を、自己の責任で厳格に保持管理するとともに、本人の同意なく第三者へ開示、漏洩してはならないものとしします。

第三章 禁止行為等

第 12 条（禁止行為）

1. JPA は、受講者による本講座の受講に際して、以下の行為を禁止します。
 - (1) 本講座の進行を妨げ、または他の受講者の迷惑となる行為
 - (2) 他の受講者、JPA または JPA 関係者その他第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他の受講者、JPA または JPA 関係者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
 - (4) 公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為を勧誘、幫助、強制、助長する行為
 - (5) 他の受講者の情報収集目的、ネットワークビジネス、宗教や政治活動等への勧誘目的で本講座を受講する行為
 - (6) JPA より提供された情報、テキストや教材等の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為（情報やコンテンツ等を複製、改変、転載、引用、他メディアへの掲載、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映または放送する行為、事前許諾なしに受講中の録音、録画、写真撮影等を行う行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません）
 - (7) その他、JPA が不適切と判断した行為
2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、JPA の裁量により判断することができるものとしします。

第 13 条（解除等）

1. JPA は、受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、受講契約を解除することができるものとしします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告してもこれが是正されなかった場合
 - (2) 正当な理由なく JPA の指示や方針に従わなかった場合
2. 受講者は、前項により解除された場合において、JPA に対して負う支払義務が残存する場合には、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちにすべての支払を行わなければならないものとしします。

第14条（損害賠償）

受講者は、JPAに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第四章 有効期間等

第15条（有効期間）

本規約の有効期間は、第3条（受講契約の成立）の規定に基づく受講契約の成立の日から効力を生じ、本講座の提供が終了したこと、あるいは解除、キャンセルされたことによる当該受講契約終結の日まで有効に存続するものとします。

第16条（存続条項）

受講契約が終結した後においても、第8条（権利帰属）、第9条（受講に際しての自己責任）、第10条（非保証等）、第11条（機密情報）、第12条（禁止行為）、第13条（解除等）第2項、第14条（損害賠償）、本条（存続条項）、第17条（肖像等）および第18条（紛争解決）は、なお有効に存続するものとします。

第五章 雑 則

第17条（肖像等）

1. JPAは、本講座の実施内容（受講中の様子など）を、録音、録画または写真撮影等することがあります。JPAは、これらを行った場合、音声・動画・写真等を本講座提供の目的で利用するほか、JPAにおけるサービス向上・改善、研究開発等の目的で利用します。受講者は、当該利用について著作権、肖像権等の一切の権利を行使せず、異議を唱えないものとします。
2. JPAが前項の音声・動画・写真等を、前項の目的以外に個人が特定される形態、方法で利用する場合（例えば、販売促進や実績紹介等のためにJPAまたはJPAのウェブサイト等に“受講者の声”などと掲示する場合など）は、受講者に事前連絡のうえ、承諾を得た場合にのみ利用することができるものとします。

第18条（紛争解決）

1. 本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。
2. 本規約に関連する紛争が生じた場合には、JPAの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

最終改定 2023年8月1日